

平成29年度

定期監査結果報告書

高梁市監査委員



高市監第170号

平成30年(2018)3月26日

高梁市長	近藤隆則	様
高梁市議会議長	森田伸一	様
高梁市教育委員会教育長	小田幸伸	様
高梁市選挙管理委員会委員長	田中政一	様
高梁市農業委員会会長	仲山潔俊	様

高梁市監査委員 梅野 誠

高梁市監査委員 内田 大治

#### 平成29年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

なお、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により、その旨を通知願います。

# 目 次

## 平成29年度定期監査結果意見

第1 監査の期間等	1
1 監査の期間	1
2 監査の実施日及び対象	1
第2 監査の方法	3
第3 監査の結果	3
第4 監査の意見	4
1 総括的事項について	4
(1) 各監査における指摘事項の処理状況について	4
(2) 提出資料のチェックについて	4
(3) 未収金の回収整理について	4
(4) 職員の適正配置とスキルアップについて	4
(5) 支払いの遅延について	4
(6) 物品購入、役務業務に係る見積徴取について	5
(7) 登録がない業者との取引について	5
(8) 指定管理者制度に係る事務執行について	5
(9) 不動産に係る賃貸借料について	5
(10) 補助金等の積算基準の明確化について	6
(11) コンプライアンスと内部統制について	6
2 個別事項について	6
市長直轄	7
総務部	7
産業経済部	9
市民生活部	11
健康福祉部	13
国民健康保険成羽病院	15
会計（会計課）	15
消防本部	16
教育委員会事務局	16

# 平成29年度定期監査意見

## 第1 監査の期間等

### 1 監査の期間

平成29年10月12日から平成30年3月26日まで

### 2 監査の実施日及び対象

平成29年11月7日から平成30年2月21日までの期間で、次の部署を対象に実施した。なお、次の部署以外については、各所管課実施時に書類審査のみ実施した。

実施日	対 象 部 署		
平成29年 11月7日	健康福祉部	こども未来課	備中保育園
	病 院	国民健康保険 成羽病院	備中診療所
	消 防 本 部	消 防 署	消防署西分駐所
	教育委員会	学校教育課	富家小学校
社会教育課		備中郷土館、景年記念館、備中公民館	
平成29年 11月9日	産業経済部	農 林 課	農業振興センター・川上民芸品等共同創作センター・川上フラワーフルーツパーク
	健康福祉部	こども未来課	川上こども園・児童館・学童保育
	教育委員会	教育総務課	川上学校給食センター
		学校教育課	川上小学校・川上中学校
平成29年 11月13日	健康福祉部	福 祉 課	成羽川荘
		介護保険課	川上訪問看護ステーション
	教育委員会	社会教育課	川上公民館・総合学習センター・郷土資料館、 成羽公民館・図書館・文化センター・歴史資料館・ 民俗資料館・神楽館、青少年研修センター
		文化センター	吉備川上ふれあい漫画美術館
平成29年 11月15日	健康福祉部	こども未来課	有漢こども園
	教育委員会	教育総務課	有漢学校給食センター
		学校教育課	有漢西・有漢東小学校、有漢中学校
		社会教育課	有漢公民館・生涯学習センター
平成29年 11月17日	健康福祉部	福 祉 課	鶴寿荘、成羽デイサービスセンター
		こども未来課	鶴鳴・成美保育園、成羽学童保育
	教育委員会	学校教育課	成羽小学校、成羽中学校
平成29年 11月21日	市民生活部	成羽地域局	中・吹屋・坂本連絡所

実施日	対 象 部 署	
平成 30 年 1 月 23 日	産 業 経 済 部	農 林 課、有害鳥獣対策室
	議 会	議会事務局
平成 30 年 1 月 25 日	産 業 経 済 部	産業観光課、まちづくり課
	総 務 部	税 務 課
平成 30 年 1 月 30 日	産 業 経 済 部	建 設 課、上下水道課
	会 計	会 計 課
	病 院	国民健康保険成羽病院
平成 30 年 2 月 2 日	教 育 委 員 会	教育総務課、学校教育課、社会教育課、スポーツ振興課、文化センター
平成 30 年 2 月 6 日	市 民 生 活 部	住もうよ高梁推進課、環 境 課、有漢地域局、成羽地域局
	農 業 委 員 会	農業委員会事務局
平成 30 年 2 月 8 日	産 業 経 済 部	西部土木事務所
	市 民 生 活 部	市 民 課、川上地域局、備中地域局
	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
平成 30 年 2 月 14 日	健 康 福 祉 部	福 祉 課（社会福祉事務所、養護老人ホーム長寿園）、こども未来課、介護保険課、医療連携課、臨時給付金対策室、老人ホーム・こども園開設準備室
平成 30 年 2 月 16 日	市 長 直 轄	秘書広報課
	総 務 部	理 財 課
	健 康 福 祉 部	健康づくり課
	消 防 本 部	消防総務課、予 防 課、警 防 課、消 防 署
平成 30 年 2 月 21 日	市 長 直 轄	総合戦略課（大学連携室）
	総 務 部	総 務 課、監 理 課

## 第2 監査の方法

平成29年度高梁市一般会計及び特別会計並びに公営企業会計について、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的であるかに主眼をおき実施した。

監査にあたっては、事前に各部署から必要な資料及び諸帳簿等の提出を求め、その資料に基づき、照合・検査（現金の実査を含む。）等を実施するとともに、関係課長等から事務事業の状況について説明を受け、聞き取りにより現状把握をした。

## 第3 監査の結果

監査した事務及び経営に係る事業の管理については、総括的には法令等に準拠し、総じて適正に処理されていると認められたが、一部については検討、改善を要する点が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正な処理に努められたい。

また、今回の定期監査において、全庁的に共通する意見等を総括的事項として、監査対象部署ごとに改善を必要とする点及び要望する点は個別事項として考察を加えたうえ、特記すべき事項については、次頁以降の「第4 監査の意見」のとおりとした。さらに、事務処理上、注意すべき点で軽易な事項などは、監査執行の際に、口頭で改善を促した。

なお、「第4 監査の意見」の「2 個別事項について」に記述した指摘事項に対して、改善措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、改善措置の有無については、以後の監査等において、確認する。早期改善に努められたい。

- ◆ 地方自治法第199条第12項…「監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考とし措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。」

## 第4 監査の意見

### 1 総括的事項について

#### (1) 各監査における指摘事項の処理状況について

各監査における指摘事項について、改善済、取り組み中、検討中の事項があるが、検討中の事項については、関係部署との調整を図りながら、早急に改善されたい。

- ◆ 各監査における指摘事項とは、平成28年度定期監査・決算審査、平成29年度例月現金出納検査に基づく指摘事項・意見のことをいう。

#### (2) 提出資料のチェックについて

定期監査にあたって各部署から提出された資料の中に、記入誤りが多く見受けられた。記入誤りがあれば、提出書類の信頼性を欠き、本来の業務の有効性や効率性を示せないので、各部署で十分チェックされ、提出されたい。

#### (3) 未収金の回収整理について

平成29年2月に策定された「高梁市債権管理マニュアル」に基づく取り組みを通じて、一定の成果が上がっている。引き続き、職員の研修会や学習会等の開催、財産調査や強制執行等にも取り組むなどし、徴収目標を達成され未収金の縮減に努められたい。

#### (4) 職員の適正配置とスキルアップについて

職員数が減少するなか、特定の所属では、長時間の超過勤務が増加するなどの傾向が見られ、現場では専門職の慢性的な不足も散見される。職員の健康管理の面からも仕事量や勤務状況を的確に把握し、適正な職員配置に努められたい。

また、事務処理において単純なミスが多いうえ、なぜそうするのかといった根拠さえ把握されていない状況が見られる。内部でのチェックも不十分であり、管理職も含め職員個々のスキルアップに鋭意努められたい。

#### (5) 支払いの遅延について

講師謝金、旅費及び工事請負費等で、完了から支払いまで数ヶ月を要しているも

のが今年度も見受けられた。適切な事務処理に努めるとともに、請求がないものは催促して、速やかな事務処理をされたい。

また、電気料金等を早収期限日までに納めなかったことによる遅収料金が発生した事例が数件あった。厳重に注意されたい。

#### **(6) 物品購入、役務業務に係る見積徴取について**

前年度の定期監査において指摘した、支払時期や方法がことなる業務に関する支払条件を記載することなく、見積徴取され契約締結されている事例が多く所属で見られた。次年度の契約締結においては適切に対応されたい。また、見積徴取する際、依頼する事業者の選定基準が明確となっていない事例も見受けられた。監理課からの通知文書を再確認され、特に公平性確保が図れるよう、適切な事務をされたい。

#### **(7) 登録がない業者との取引について**

「高梁市物品調達等競争入札参加者資格者名簿」や「高梁市少額物品調達等契約希望者簡易登録」への登録がない業者と取引する事例が見受けられる。これは登録制度の趣旨を損なうものであり、登録業者と取引するか、取引業者が登録していない場合は、登録をするように勧められたい。

#### **(8) 指定管理者制度に係る事務執行について**

指定管理者制度を活用した公の施設の管理については、地方自治法、条例及び規則に基づき各施設管理担当課により行われている。しかし、協定書等の内容や事務取扱方法が担当課ごとに異なっているのが現状である。適切な管理業務が行われるよう基準や基本様式の作成など統一し、総括部署において監督指導されるよう改善されたい。

#### **(9) 不動産に係る賃貸借料について**

不動産の賃借については、その解消に向けた努力をされたい。やむを得ず継続される場合でも一定期間での見直しに引き続き努められたい。しかし、現状では担当課の対応はまちまちであり、見直しにおける統一した方針、基準を定めるなどして、

総括部署において監督指導がなされるよう検討されたい。

#### (10) 補助金等の積算基準の明確化について

各種補助金等の額の積算については、基本的には交付要綱等により明確化されているものであるが、同様の補助金でありながら統一がされていないものや要綱自体の不備などが散見される。また基準単価の根拠に乏しいものもみられる。説明責任の観点からも適切な基準並びに根拠の明確化に努められたい。

#### (11) 法令遵守と内部統制について

法令の遵守は当然のことであるが、漫然と過去の踏襲を繰り返すなどしていれば、無意識のうちに不適切な事務処理を行ってしまい、そのことすら気づかないなどの事態に陥りかねない可能性がある。小さな過ちから、法令違反や大きな不祥事に繋がることを認識し、常に個々の業務を点検・見直すとともに、内部のチェック体制、管理体制を再確認され、個々の意識の向上と組織力の向上に鋭意努められたい。

### 2 個別事項について

今回の定期監査において、各部署ごとに課題・問題と認識すべき指摘事項を意見として記述する。その指摘事項に対して、改善措置を講じた場合には、その旨を監査委員に通知されたい。通知された場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表する。(地方自治法第199条第12項)

なお、改善措置の有無については、以後の監査等において確認する。早期改善に努められたい。

指摘事項については、次の区分によるものである。

#### ・「改善」(改善が必要なもの)

- ア 法令、条例、規則等に明らかに違反しているもの
- イ 予算を目的外に支出しているもの
- ウ 不経済な行為又は損害を生じているもの
- エ 収入確保上や経済性に欠ける執行が明白で改善を要するもの

オ その他著しく不適切又は妥当性を欠くもの

・「検討」(検討を要するもの)

ア 事務の処理方法の統一など各部局間の調整等を要するもの

イ 予算措置上又は制度上の不備等で検討を要するもの

・「注意」(注意すべきもの)

ア 事務処理の記載誤り、記載漏れなど軽易な誤りのもの

イ その他今後の事務処理に当たり、留意すべきもの

**市長直轄**

(1) 秘書広報課

「注意」

- ① 市外への高梁市の情報発信は元より市民に対する情報発信に積極的に取り組まれない。
- ② 超過勤務命令について、事後申請が多く見られるので注意されたい。

(2) 総合戦略課(大学連携室)

「注意」

- ① 旧高梁市健康増進施設「朝霧温泉ゆ・ら・ら」について、早期に跡地活用が図られるよう、引き続き、努力されたい。

**総務部**

(1) 総務課

「検討」

- ① 専門職の人員不足や年齢層の偏り等がみられる。担当所属の意見等を適切に把握しながら、中長期的視野に立ち人員確保に努められたい。
- ② 指定管理に係る手続き等は各担当課において行われているが、協定書の内容や報告書等の取扱い、履行確認状況などがまちまちであり、市として統一した基準が必要と思われる。しかるべき担当部署において指導・監督されたい。

- ③ 土地の賃貸借契約については、公有財産の管理担当課でそれぞれ対応されているが、対応がまちまちである。市としての統一した方針や方法を検討され、関係課で共有されるとともに、しかるべき担当部署において指導・監督されたい。
- ④ 勤務管理システムについて、システム上の問題で事後申請となる事例が多く見られる。また、旅費支給に関し、事務が煩雑となり支給時期の遅延を招いている事例も見られた。システムや事務処理手順の見直しを検討されたい。

#### 「注意」

- ① 長時間の超過勤務は全体的には昨年度に比べ増加傾向である。引き続き、適正な人員配置、関係部・課内外の連携推進、所属長に対し職員の仕事量や勤務状況の把握を促す等の対策を推進され、職員の健康管理に努められたい。
- ② 人材育成について、引き続き、研修施設や民間企業への派遣、独自の集合研修を開催するとともに、所属長には職場内での職員指導・育成の充実を図るよう示されたい。
- ③ 防災ラジオの貸与について、必要な方への貸与漏れが無いよう周知、配付方法等十分な配慮をされたい。また、管理について、貸与規程を整備されるなど適切に取り扱われたい。

## (2) 理財課

#### 「注意」

- ① 行財政改革について、引き続き努力されたい。
- ② 未収金の管理・回収について、未だ取り組みが不十分な所属が見られる。管理マニュアル等の周知徹底を図られ、指導・助言に努められたい。
- ③ 公用自転車はシェア（共有）し、公用車も一部シェアを実施している。引き続き、稼働状況調査及び共有車の利用促進を進め、公用車の削減に努められたい。
- ④ 今後、公共施設の整理統合等により、行政財産から普通財産へ移行する財産がますます増加すると思われる。跡地利用について早急に検討され、適切な管理に努められたい。

### (3) 税務課

#### 「注意」

- ① 市税の未収金の管理・回収について、様々な取り組みにより、一定の成果が上がっている。引き続き、取組方針や管理マニュアルに基づき、積極的、計画的に鋭意取り組まれない。

### (4) 監理課

#### 「検討」

- ① 備品購入、役務業務の受注者を見積徴取により選定する際、予定価格に達していない場合の選定方法、期限を経過して提出された見積書の取扱、見積書を提出しない場合の取扱などについて明確にし、参考様式とともに各部署に周知されたい。
- ② 指名業者の選定に当たって、電子入札登録の有無より指名業者数基準を優先するべきと考えられる。業者選定における電子入札登録について再検討されたい。

#### 「注意」

- ① 関係職員を集めて、現場監督等の研修会が行われている。引き続き、適時に有効な研修等を行い、関係職員の知識と技術の向上に努められたい。

## 産 業 経 済 部

### (1) 農林課（農業振興センター等を含む）

#### 「検討」

- ① 川上畑地かんがい施設運営について、これまで給水の中止または廃止については認めておらず、その結果長期滞納を生じる原因の1つにもなっているため、施設運営にも配慮しながら今後の対応を検討されたい。

#### 「注意」

- ① 薬用作物の栽培面積について、生産者、関係機関などと一層連携し、収益モデルを確立するなどし、目標とする栽培面積達成に向け取り組まれない。
- ② 未収金の管理・回収について、債権管理マニュアルなどに基づき、積極的、計画的に鋭意取り組まれない。

## (2) 有害鳥獣対策室

### 「検討」

- ① 野猪等防護柵設置補助金の交付において、補助金額の端数処理が統一されていない。適正な交付となるよう、早期に統一に向けた対応を行われたい。

### 「注意」

- ① 有害鳥獣対策については、新たな技術や施策等積極的に調査研究を進め、充実強化に努められたい。

## (3) 産業観光課（働く婦人の家等を含む）

### 「検討」

- ① 公の施設に係る管理運営協定の契約締結において、協定期間中の委託料を規定しているにも関わらず、債務負担行為が設定されていないものが見受けられた。適切な予算執行となるよう取り組まれたい。

### 「注意」

- ① 公の施設に係る管理運営において、協定書に規定されている事業報告書が提出されていないものが散見された。適切な業務管理に努められたい。
- ② 高梁市観光戦略アクションプランの取組を実施する新たな組織について、その位置づけを明確にするとともに、より一層観光振興による地域経済の発展に繋がるよう取り組まれたい。

## (4) 建設課

### 「注意」

- ① 工事請負や測量設計委託等事業実施にあたっては、事前の現場確認、地元調整、計画の精査、関係機関・部署との協議・連携等を徹底されたい。
- ② 道路は、生活に密着した重要な施設であり、安全・安心の確保も含め維持管理に万全を尽くされたい。また、地元要望等への早期対応に努められたい。

## (5) まちづくり課

### 「注意」

- ① 分譲宅地の未売区画について、積極的に広報を行い、販売促進に努められた

い。

- ② 未収金の管理・回収について、債権管理マニュアルなどにに基づき、積極的、計画的に鋭意取り組まれない。
- ③ 工事の中断している分譲宅地造成事業の早期再開に向け努力されたい。

## (6) 上下水道課

### 「注意」

- ① 水道事業の健全経営の維持のために、引き続き、計画的な老朽管の更新、有収率の向上に努力されたい。
- ② 簡易水道事業に係る受注者選定のため、見積徴取が行われているが、その依頼業者の選定理由が明確にされていなかった。監理課通知に基づき公平な選定が行われるよう努められたい。
- ③ 未収金の管理・回収について、債権管理マニュアルなどにに基づき、積極的、計画的に鋭意取り組まれない。

## (7) 西部土木事務所

### 「注意」

- ① 工事請負や測量設計の委託等において、引き続き、事前の現場確認、地元調整、関係機関・部署との協議、連携等を徹底されたい。

## 市民生活部

### (1) 市民課（コミュニティプラザを含む）

#### 「注意」

- ① 町内会支援制度について、市民の要望等を十分把握されるとともに適切な予算確保に努められたい。また、制度の周知等に引き続き努力されたい。
- ② 生活福祉バス運行委託に係る契約内容について、金額の算定、支出根拠の統一を図るなど、整理調整に努められたい。
- ③ 未収金の管理・回収について、取組方針や管理マニュアルに基づき、積極的、計画的に鋭意取り組まれない。

## (2) 住もうよ高梁推進課（各地域市民センターを含む）

### 「注意」

- ① 移住・定住の諸施策について、事業の効果の検証を行いながら、常に内容の見直し等を行われ、更なる事業の推進に取り組まれない。
- ② 補助金等の交付事務手続きにおいて、申請書等の提出書類は最低限の書類になるよう精査するなどし、申請者の負担軽減に努められたい。

## (3) 環境課（高梁市斎場を含む）

### 「注意」

- ① 家庭から出る事業所系ごみの取扱いについて、市民の要望等に配慮した適切な対応に努められたい。
- ② 未収金の管理・回収について、取組方針や管理マニュアルに基づき、積極的、計画的に鋭意取り組まれない。

## (4) 有漢地域局

### 「注意」

- ① 公の施設に係る管理運営において、協定書に規定されている事業報告書が期限内に提出されていないものが見られた。適切な業務管理に努められたい。
- ② 業務委託において、一部契約に規定された書類の未整備、事務の遅延が見られた。適切な事務執行に努められたい。
- ③ 施設の維持管理業務委託については年間通しての管理が必要であるが、契約期間が年度中途までとなっているものが見られた。適切な契約事務に努められたい。

## (5) 成羽地域局（各成羽地域連絡所を含む）

### 「改善」

- ① 委託業務に係る受注者選定において、最低見積価格が予定価格を上回っていた際、予め通知文書に明記せず、また監理課合議を行うこともなく、最低価格業者と協議の上契約を締結されていた。適切な契約事務に努められたい。
- ② 公の施設に係る指定管理においては、協定、契約に基づき適切な業務監理、

予算執行に努められたい。

## (6) 川上地域局

### 「検討」

- ① 公の施設における指定管理において、修繕費の支払区分が、基本協定と年度協定において差異があるものが見られた。今後の対応を明確にするとともに、適切な対応に努められたい。

### 「注意」

- ① 指定管理における報告書提出時期については、規則の規定に基づき適正に取り扱われたい。
- ② 土地の賃貸借契約について、賃借料の改定等にあたっては関係課との連携を図り統一した方針のもと行われたい。
- ③ 畑地かんがい施設の適正な維持管理及び未収金の適正管理に努められたい。

## (7) 備中地域局

### 「改善」

- ① 地域振興調整費補助金に係る補助事業において、対象事業が完了していないにも関わらず、補助金を通常払いとして支出されている事例が判明した。事業の年度内完了を確認することはもとより、正しい区分での予算執行を行われたい。

### 「注意」

- ① 指定管理業務に係る実績報告書について、記載内容に不備があるもの、協定書に基づく協議を経ることなく受託者が高額な備品を購入している事例が散見された。適切な業務管理に努められたい。

## 健康福祉部

### (1) 健康づくり課（保健センターを含む）

#### 「注意」

- ① 検診事業の更なる充実、関係機関との連携強化等により、目標達成に向け、受診率向上に取り組まれたい。

- ② 市民の健康管理のため、専門職の確保に鋭意努力されたい。
- ③ 指定管理における報告書提出時期については、規則の規定に基づき適正に取り扱われたい。

**(2) 福祉課（鶴寿荘、成羽デイサービスセンター、長寿園、成羽川荘を含む）**

**「注意」**

- ① 提出された見積書において、日付や消費税表示などに齟齬が見られた。契約事務の適正化に努められたい。

**(3) こども未来課（各児童館・学童保育・保育園・こども園・幼稚園等を含む）**

**「検討」**

- ① 幼稚園等における修繕工事等の実施時期について、園児等の安全と健康に配慮し、適切な時期に実施されるなど、計画的な執行管理に努められたい。
- ② 前年度の定期監査において実施すると回答のあった、未収金に係る催告等について、今年度確認したところ、実施がなされていなかった。高梁市債権管理マニュアルなどに基づき、積極的、計画的に取り組まれたい。

**「注意」**

- ① 病後児保育室浄化槽維持管理業務委託が開設後から9月初旬までの間契約がなされていなかった。適切な施設管理に努められたい。
- ② 各施設の超過勤務について、事後申請が多く見られる。対応を検討し、周知を図られたい。

**(4) 介護保険課（地域包括支援センター、川上訪問看護ステーションを含む）**

**「注意」**

- ① 土地の賃貸借契約に係る交渉記録等を整備され、今後においても適切に管理が行われるよう努められたい。
- ② 介護福祉士奨学金制度について、広くPRされるなど利用促進に努力されたい。

**(5) 医療連携課（診療所を含む）**

「注意」

- ① 各診療所について、将来的な地域の人口や高齢化の現状を考慮し、効率的な運営に努められたい。

(6) 老人ホーム・こども園開設準備室

「注意」

- ① 両施設とも2施設の統合を伴うものであり、事務や処遇方法などにおいて開設後に混乱のないよう十分な事務調整をされたい。

国民健康保険成羽病院

「注意」

- ① 未収金に関して、本年度督促状、催告書の送付が行われていなかった。高梁市債権管理マニュアルに基づき、適切に対応され、解消に向け積極的、計画的に鋭意取り組まれたい。
- ② 平成29年3月に策定された病院改革プランの着実な実行により一層の経営改善に取り組まれたい。
- ③ 備中、平川診療所の編入により、地域医療が確保されるとともに、外来患者数の増加等により病院全体の経営にも大きく寄与している。今後も地域における医療サービスができる限り継続的に提供されるよう努力されたい。
- ④ 療養病床について利用率の改善は見られるものの、依然厳しい状況である。新たに創設された介護医療院の併設等、制度やニーズを十分見極められ、施設の有効活用を図られたい。
- ⑤ 各種業務の発注について、引き続き透明性・競争性の確保に努めるとともに、長期継続契約など締結方法についても必要な見直しを行われたい。
- ⑥ 公用車の運行日報について、市有自動車管理規程に基づく様式を使用するよう改められたい。
- ⑦ 診療所を含め、公金について、引き続き適正な管理に努められたい。

会計（会計課）

「注意」

- ① 会計事務の手引き等により各部署への指導を徹底され、効率的な会計事務の執行を図られたい。
- ② 公金について、引き続き適正な管理に努められたい。

#### 消防本部（消防総務課・予防課・警防課・消防署・西分駐所）

##### 「注意」

- ① 仮契約書と本契約書について、契約書の内容を精査され適切に処理されたい。

#### 教育委員会事務局

##### (1) 教育総務課（学校給食センターを含む）

##### 「注意」

- ① 利活用が決まっていない廃校となった学校施設について、引き続き活用方策を検討するなど、施設の有効活用に取り組まれない。
- ② 提出された見積書において、日付等に齟齬が見られた。契約事務の適正化に努められたい。

##### (2) 学校教育課（各小・中・高等学校等を含む）

##### 「注意」

- ① 高梁市教育研修所事業について、研修所の位置づけを明確にされ、適正な事業の執行、予算執行が行われるよう整理調整されたい。

##### (3) 社会教育課（各図書館、各郷土資料館、各公民館等を含む）

##### 「改善」

- ① 長期継続契約において、契約期間が規則で制限した期間を超えており、さらに契約書に添付の仕様書に契約期間の自動継続事項を記載するなど不適切な契約内容が見られた。法令の規定に則った契約を行われたい。

##### 「検討」

- ① 指定管理における報告書提出時期については、規則の規定に基づき適正に取り扱われたい。

##### 「注意」

- ① 指定管理業務に係る協定書等に基づく提出書類について、必要なものが添付されていないなど、内容確認が十分なされていないことが散見された。指定管理者とも確認のうえ協定書等に基づく適正な事務執行となるよう、取り組まれない。
- ② 図書館駐車場について、駅利用者や観光客にも配慮した利用形態を検討されたい。
- ③ 補助金の返還が生じた補助事業において、納付書発行から入金まで約3カ月経過した事例が見られた。入金管理を適切に行われたい。
- ④ 保守点検業務委託等の年間委託をすべき業務について一部年度途中からの契約が見られた。年度当初の契約事務については事前の準備等適切に処理されたい。

#### (4) スポーツ振興課（市民体育館、勤労青少年ホーム等を含む）

##### 「注意」

- ① 指定管理における実績報告書が団体全体の実績報告であるなど指定管理に係る報告書としては適当でないものが見受けられた。適切な指導に努められたい。

#### (5) 文化センター

##### 「注意」

- ① 総合文化会館、文化交流館の舞台機器等操作管理業務について、積算を十分行うとともに、契約方法についても検討を行われたい。
- ② 委託業務、修繕業務などについて、契約に基づく届出書、報告書などの提出を受けるとともに資格証の確認を行うなど受託者等の指導・監督を徹底されたい。
- ③ 施設への来場者、利用者を増加する取組を積極的に行われたい。